

■児童虐待とは

- ▶ 身体的虐待（殴る、蹴る、家の外に閉め出すなど）
- ▶ 性的虐待（子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど）
- ▶ ネグレクト（乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにするなど）
- ▶ 心理的虐待（言葉で脅かす、無視するなど）

■児童虐待と思ったらすぐに電話を

- ▶ 児童相談所 全国共通3桁ダイヤル（☎189）
※最寄りの児童相談所につながります
- ▶ 市家庭児童相談室（本庁子ども・家庭課内、☎34-1585）

■連絡に迷ったら

「虐待かどうかわからない」というケースは少なくありません。しかし、迷うということは「虐待かもしれない」「とても子育てに苦労しているようだ」など、

何かしら親子に対してあなたが心配を感じたということでしょう。連絡したことによって、児童相談所が親子の状況を確認しますが、虐待でなければ、それでいいのです。それでも、何かしら「子育てが大変」という思いを抱えていることも多いため、状況によっては子育てサービスの情報提供を行ったり、関係機関への相談につなげたりすることができます。

虐待かどうかの判断は児童相談所が行いますので、虐待を確認できる証拠などは要りません。また、誰が連絡したかの秘密は守られます。連絡しなかったことによって、虐待が発見できず、子どもが命を落としてしまってからでは遅いのです。あなたの1本の電話で救われる命があります。「児童虐待かも」と思ったらすぐに電話をしてください。

■問い合わせ 本庁子ども・家庭課家庭福祉係（☎34-1585）

KID'S アルバム

～子育て支援センターの活動を紹介します～

♣ 毎週回は0～1歳児対象の「ピヨピヨ」、困は2歳児～就学前児対象の「トコトコ」を開催しています。毎月のお誕生日会では、音楽に合わせて楽器遊びや体操を楽しんでいます。



◎お誕生日会では、先生からお話のプレゼント



←おうしゅう子育てガイド

医療機関、おでかけマップなど、子育てに役立つ情報を掲載しています

江刺・聖愛地域子育て支援センター（☎35-5413）
あそびのひろば



①音楽に合わせてフルーツ形のシェイカーをフリフリ
お友達とくっつけて「なかよし～」



高橋蓮太郎ちゃん（1歳）と母・真珠美さん
「たくさんのお友達と一緒に過ごす事ができました。先生に子育てのアドバイスをもらって助かっています」



広告

もっと安心 ずっとおうしゅう

～みんなの輪で支える在宅医療と介護～



第19回 看取りについて② ～帰りたい、帰したい、を一緒に考えませんか～ / 訪問看護ステーションたまちゃん

最近、「住み慣れた家」を自分の最期の場所として選ぶ人が増えています。本人が自宅で最期を迎えたいと思っても、家族にとっては不安が大きく踏み出せないこともあるでしょう。そのようなとき、訪問看護を利用すれば、安心して在宅で最期を迎えることができます。

一人暮らしの人には、訪問看護師がケアマネジャーやヘルパーなどと一緒に療養生活を支えます。また、在宅酸素などの医療機器が必要な人には、医師と連携することで、最期まで自宅で過ごすことが可能な場合が多くあります。

人は生まれた瞬間から死に向かって生きています。人生の最終段階において、残された日々をどのよう

に送るかは本人や家族次第ではありますが、看取りを覚悟し自宅に戻ったところ、数カ月間安定した状態で過ごすことができたなど、「在宅での生活」は、想像以上の大きな力を発揮することを、訪問看護師は数多く経験しています。

家では本人と家族が主役。訪問看護師をはじめ、関わるスタッフはサポート役として、本人の状況に合い希望に沿った在宅での生活を一緒に考えます。迷っている事、悩んでいる事、どんなことでも話してください。家に帰りたい、帰したい、を一緒に考えませんか？

次号は、「わたしの生き方ノート」について紹介します。

■問い合わせ＝本庁地域包括ケア推進室（☎34-2906） ■高齢者に関する相談＝市地域包括支援センター（☎34-2199）

はい、こちら

総合相談室
（☎34-2915、FAX 24-1991）

消費生活相談		前沢総合支所 市民福祉グループ 毎週	10:00～15:00
本庁総合相談室	9:00～17:00	胆沢総合支所 市民生活グループ 毎週	※前日までに要予約
江刺総合支所 市民生活グループ	9:00～15:45	衣川総合支所 市民福祉グループ 毎週	

消費税率引き上げに便乗？ ～「振り込め詐欺」「個人情報の搾取」～



Q. 市役所の職員を名乗る人から、「消費税が上がるため、給付金を支給することになった。申請期限は過ぎているが、本日であれば金融機関のATMで受け取ることができる」と電話がありました。本当でしょうか？

A. 今回の消費税増税に伴い、所得が一定の基準以下の年金受給者などへ給付金が支給されます。しかしその手続きは原則書面で行われ、公的機関や金融機関が給付金の支給のために電話をかけることはありません。給付金をATMで受け取ることもできません。手数料などと偽りお金を振り込ませ

る還付金詐欺（振り込め詐欺）の手口です。また「給付金の受け取りに必要」と、口座番号・暗証番号などの個人情報をだまし取る例も確認されています。詐欺を行う犯人は、社会的に話題となっている出来事を悪用します。前回の増税時にも同様の相談が全国的に寄せられました。今後もこの手口が使われることが予想され注意が必要です。不審な電話を受けた際には、いったん電話を切り、相手が名乗った機関に直接確認してみましょう。番号通知機能付きや録音機能付きの電話機を利用し、知らない相手からの電話には出ないようにするのも有効です。



広告